

平成30年度第4回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	平成31年1月24日（木）午後6時～午後7時
*場 所	教育委員会室
*次 第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について III その他 IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員（谷川章雄、中村ひろ子、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、佐藤信、岩淵令治） 事務局（山崎教育推進部長、吉田教育総務課長、矢部文化財保護係長、川口文化資源担当室長、鈴木文化財保護係主事、町田文化財調査員）
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書（案） 資料第2号 文京区指定文化財（有形文化財）の指定について（建議） 資料第3号 今後の予定について

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

旧備後国福山藩主・華族 阿部家資料について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書（案）の説明を行った。

《会 長》それではご質問等がございますか。

《委 員》西片町会寄託阿部家資料第一次寄贈分とありますが、これは阿部家から西片町会に寄託してあったものを阿部家から文京区が寄贈されたという考え方ですか。

《事務局》そのとおりです。

《委 員》現在はどうですか。

《事務局》文京区です。

《委 員》寄贈されてからですか。

《事務局》はい。

《委 員》西片町会寄託というのは、かつてですか。

《事務局》そうです。目録は歴史館で作成し、今回の資料は寄贈の経緯が2つに分けられます。1つは西片町会に寄託されたものが改めて阿部家から文京区に寄贈されたもの、もう1つは西片町会を経由せずに阿部家から直接文京区に寄贈されたものです。数段階にわたり寄贈を受けているので、西片町会寄託阿部家資料第一次寄贈分とありますが、第二次もあって、なおかつ阿部家からは合わせて三次の寄贈もあります。

《委員》西片町会寄託阿部家資料は第一次と第二次寄贈分があり、さらに西片町会と書いていないものが一次、二次、三次とありますので、西片町会寄託というのは寄贈分の次に括弧書きとかにしたほうが良いのではないのでしょうか。

《事務局》少しわかりづらいのはあります。ただこの写真に載っているものが目録でどこになるのか分かるための形としてはそう書かざるを得ないところです。

《会長》これは受け入れたときにこういう表記になっているのですか。それとも整理したときですか。

《事務局》整理したときです。

《会長》教育委員会にあげたときにこれは何だと言われる可能性があるので、どこかに注を付けたらよいと思いますがいかがですか。

《事務局》教育委員会にあげるときは歴史館の目録もつけます。それには一応説明として書いてあります。

《会長》それなら良いかなと思います。よろしいでしょうか。他にございますか。

《委員》中黒と点の使い方はとても難しいですが、「整理・袋詰め」、「寄贈・寄託」の中黒は点がふさわしいと思います。「貸地・貸家経営」は、貸地経営と貸家経営ということで前の貸地経営の経営を略しているとすればこういう使い方もありえますが、「整理・袋詰め」を中黒にするのはどうかと思います。

《会長》ではこの「整理・袋詰め」は「整理、袋詰め」に、「寄贈・寄託」は「寄贈、寄託」にするということでしょうか。他にございますか。

《委員》「阿部家に伝来した資料は」のところですが、次に点があったほうが良いような気がしますがいかがでしょうか。

《会長》入れたほうが分かりやすいですね。それでは「阿部家に伝来した資料は、」になります。よろしいですか。他に何かございますか。

《委員》参考文献の中で、亀田さん他のものがその1、その2で終わっていますが、もう少しやっっていなかったでしょうか。

《事務局》やっているのですが、手に入らなかったもので。

《委員》持っているので送らしましょうか。そのほうが良いですよ。際限ないといえば際限ないのですが。

《事務局》指定した段階で出ていれば載せるべきだと思います。

《会長》ではそれは加筆していただくということで。他にございますか。

《委員》参考文献が全部西暦で統一されていますが、文京区はそれで問題ないですか。

《事務局》今のところ問題ないです。

《委員》これは横書きですか。

《事務局》横書きです。

《委員》それではよろしいのではないのでしょうか。

《会長》他にいかがですか。写真6が2つあります。6ページの下段の6は7ですね。写真7のキャプションは括弧書きでメモ類一式となっていますが、資料名としてこれは括弧書きですか。

《事務局》目録の中で西片町会寄託阿部家資料第一次寄贈分の78～85を全部まとめて一括しています。一つ一つは個別に資料名が付いています。

《委員》では括弧に入れなくてメモ類ほかでも良いのではないですか。

《事務局》そうですね。

《会長》ではメモ類ほかにします。他にございますか。写真4のキャプションですが、最初に中黒が付いていますがこれは良いのですか。

《事務局》これも目録の取り方でそうなっています。原本の表紙に箇条書きで表題が書かれている資料です。それをそのまま使いました。

《会長》それではこのほうが良いですね。ほかにいかがですか。

《委員》続きの明治廿一年十月調も表題のままですか。

《事務局》表題のままです。

《委員》36番ですが、目録のほうには井水分析表というのはないのですか。

《事務局》ないです。目録のほうが抜けています。

《委員》これは分析というのですか。それは補ったということですか。

《事務局》はい。

《会長》他にございますか。

《委員》1枚目の最後の文章ですが「近代以降における旧大名華族の生活空間の様相と変容過程を示すとともに、住宅様式の近代化を表すものであり、」とあり、旧大名華族の生活空間とは住まいも当然入っていますよね。旧大名華族の生活空間が住まいの生活も変わっていくことと、借家経営の人たちの中小住宅の変容過程が分かるということですよ。

《事務局》はい。

《委員》住宅様式の近代化というのが抽象的になるので、大名屋敷の人たちの生活とともに中小住宅の借家文化の変容、様相が分かるとか書いたほうが良いと思いますが、そこまで明確にしないほうが良いですか。住宅史的な見方からすると中小住宅の資料はほとんど残っていないため、価値を見出す人のほうが多いかなという気がしますので、一文あったほうが良いと思います。

《委員》第一のところは貸地・貸家経営関係資料というのが、本資料群の特色で入ってきますよね。そして第二も多少重なっていますよね。

《事務局》重なっているのですが、第一のほうは経営、土地をどう活用していくか。第二のほうはもう少し実際の住まいの建築部分とあとは生活です。

《委員》第二のほうはつまりハードの部分を示すということですか。

《事務局》そうです。

《委員》どちらを第一にするというのは、第一、第二という位置づけが必要ですが。

《事務局》箇条書きにしているので、第一が第二より重要という認識では書いていないです。仕組みの面がやはり気になるので第一にと書きました。

《委員》その第一、第二のところは、平列にしているという意識ですね。

《事務局》そうです。

《委員》旧大名華族の生活空間の様相とは建物が変わってきたということですね。

《事務局》はい。

《委員》次の住宅様式の近代化というのはそれと重なっているわけですか。

《事務局》重なります。最初に書いてある「近代以降における旧大名華族の生活空間の様

相と変容過程」は阿部家の住まいの部分で、それとともに前の文章から繋がるのですが、「本資料群は近代の阿部家の生活に関わる資料」がまず一つ、プラス阿部家本邸の普請というのは阿部家の生活に関わる部分なのですが、併せて阿部家所有地内の貸家の図面の部分、それと対応させて書くようにしました。旧大名華族の生活空間の様相と変容過程というのは前者の阿部家の生活空間の部分で、住宅様式の近代化というのは阿部家所有地内における貸家の図面等から導くという形です。

《委員》「貸家の」というのが住宅様式の前面に入ってくれば分かりやすいですね。

《委員》「貸家群」はいかがでしょう。

《会長》貸家群の住宅様式の近代化。

《委員》そうすると分かりやすいですね。

《会長》「貸家群の住宅様式の近代化」になりますがよろしいですか。他にいかがですか。

《委員》写真で役宅が出てきますが、この説明はいらぬですか。役宅というのは管理しているということですか。

《事務局》資料表題をとっているのですが、阿部家の職員になるのですかね。実際ここに載っていますが、全員確認はできてはいないです。

《委員》でも「・」貸家だから良いと思います。役宅が何かを括弧で書いたほうが。

《会長》どうしますか。役宅のあとに括弧書きを入れるか。

《委員》括弧書きで「(阿部家の職員住宅)」。

《事務局》一言で言うとそういうことになると思います。

《委員》それと貸家ということですよ。

《会長》役宅のあとに括弧書きで「(阿部家の職員住宅)」。

《委員》あるいは「(阿部家職員住宅)」。

《会長》それでは役宅のあと括弧書きで「(阿部家職員住宅)」と入れることでよろしいですか。他に何かございますか。特にないようですので、本件につきましては教育委員会に建議するというご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(承認)

《会長》では資料第2号ということでご承認いただきたいと思いますが、ご異議はございますか。

(異議なし)

III その他

指定に向けての今後の予定について、事務局が資料第3号に基づき説明を行った。

IV 閉会

《会長》これをもって、平成30年度第4回文化財保護審議会を閉会とします。